

# 戦前戦中期における文部省直轄学校の 「特設予科」制度について

—長崎高等商業学校を事例として—

嶋津 拓

キーワード： 留学生教育、特設予科、対支文化事業、長崎高等商業学校

## はじめに

近代日本における外国人留学生の受け入れは、1881年に福沢諭吉が朝鮮からの留学生を受け入れたのを嚆矢とする。その後、1896年には日清戦争に敗れた清国が官費留学生13名を日本に派遣した。この清国留学生は嘉納治五郎が受け入れ、嘉納は1902年に宏文学院（弘文学院）を設立し、留学生教育を本格化した。

清国からの留学生は日露戦争が終結した1905年頃には私費留学生を含めて1万人近い留学生が日本で学んでいたという。<sup>1</sup>このような状況に対して、留学生のための教育課程も数多く生まれ、私立学校では、早稲田大学が清国留学生部、明治大学が付属経緯学堂、法政大学が法政速成科を設置している。

この時期、清国政府は留学生の送り出しに熱心だった。また、日本の私立学校も清国留学生の受け入れに積極的だった。しかし、日本政府は留学生の受け入れに必ずしも積極的だったわけではない。たしかに日本政府は1892年に「外国人留学生規程」を、1901年には「文部省直轄学校外国人特別入学規程」を制定し、留学生を受け入れるための制度整備に努めてはいたが、後述する「特約五校」制度も清国政府からの要請で始まったことから明らかなとおり、多分に受身的だった。

その日本政府が留学生の受け入れに本格的に取り組むようになったのは、いわゆる「対支文化事業」を1923年に開始してからである。同年制定された「対支文化事業特別会計法」に基づき、留学生に対する奨学金の支給や留学生予備教育機関の整備に国の資金が投入されるようになり、この制度は1945年の終戦時まで続いた。本稿においては、「対支文化事業」の一環として文部省直轄学校に設置された留学生予備教育機関、すなわち「特設予科」におけ

る留学生教育の制度を、同科設置校のひとつである長崎高等商業学校を事例として考察してみたい。

## 1. 特設予科設置以前の長崎高等商業学校における留学生受け入れ

### 1-1 第1期（清国留学生の受け入れ）

長崎高等商業学校（以下、「長崎高商」と言う）は、東京・神戸につぐ第三の官立商業学校として、1905年3月28日に設立された。設立当初は修業年限3年の本科のみを設置し、同年9月1日、第1期生として113名を迎え入れた。

長崎高商は、地理的あるいは歴史的に日本でも特異な位置にある長崎に置かれた高等商業学校であることを反映してか、「海外発展、特に清、韓、南洋方面に雄飛活躍すべき人材を緊急に養成する」<sup>2</sup>ことを目的としていた。このため、早くから朝鮮半島や大陸への修学旅行を実施している。また、これらの地域からの留学生の受け入れにも熱心で、開校翌年の1906年3月には「外国人特別入学規程細則」を制定している。その内容は次のとおりである。

第一条 外国人にして本校に於て一般学則の規程に依らず所定の学科目中一科目若は数科目の教授を受けんことを願出る者あるときは本則に拠り之れが許否を定む

第二条 第一条の出願者は願書に外務省在外公館若は本邦所在の外国公館の紹介状及履歴書を添付し学校長に差出すべし

第三条 第一条の出願者の学力は試験に依り之を検定す。此の場合に於ては入学試験料を徴収せず。経歴により日本帝国中学校卒業以上の学力ありと認むることを得る者に対しては前項の入学試験を省略す

第四条 本細則に拠り入学の許可を得たる者は保証人を要せず<sup>3</sup>

この「外国人特別入学規程細則」に基づき、長崎高商は1907年に「韓国人一人、清国人五人」<sup>4</sup>を受け入れた。また、1908年には「韓国人一人、清国人七人」<sup>5</sup>、1909年には「清国人十一人」<sup>6</sup>、1910年には「清国人十五人」<sup>7</sup>、1911年には「清国人四人」<sup>8</sup>を受け入れている。<sup>9</sup>

ただし、彼らは正規の学生として受け入れられたのではないようだ。「外国人特別入学規程細則」の第一条に、「外国人にして本校に於て一般学則の規程

に依らず所定の学科目中一科目若は数科目の教授を受けんこと」を希望する者となるように、彼らは今日で言うところの科目等履修生として長崎高商に留学したようである。そのためもあってか、彼らは卒業時に日本人学生の場合と異なり、「卒業証書」ではなく「畢業証書」を授与されている。<sup>10</sup>

1911年に「清国人四人」を受け入れた後、長崎高商の留学生受け入れには10年ほどの空白期間がある。これは辛亥革命の発生による清国の崩壊が大きな要因として考えられる。日本全体で見ても1905年頃には1万人近くいた清国留学生が辛亥革命の起きた1911年には2千人程度まで減少している。<sup>11</sup>

ここまでの時期を長崎高商における留学生受け入れの第1期とするならば、この第1期は留学生教育に関する制度が未整備の時代だったとすることができるだろう。この時代、留学生に対する日本語教育や予備教育のための特別の制度は長崎高商に存在しなかった。

ただし、このことは日本の高等商業学校全体で留学生受入制度が未整備だったことを意味するものではない。長崎高商の開校と同じ1905年には山口高等商業学校が設立されているが、その2年後に同校は、いわゆる「特約五校」のひとつに指定され、留学生教育専門機関を設置している。

この「特約五校」制度は清国政府の要請によって始まったものである。清国は留学生の海外派遣によって自国の近代化を成し遂げようとしていたが、日本政府も日本の官立学校も清国留学生の受け入れに必ずしも積極的ではなかった。そこで清国政府は日本政府と交渉し、日本の官立学校が清国の留学生を受け入れるのに必要な経費の一部を同国政府が負担することを条件に、文部省直轄学校5校（第一高等学校、東京高等工業学校、東京高等師範学校、千葉医学専門学校、山口高等商業学校）に清国留学生の定員枠を設けることとなった。1907年、日本政府と清国政府は下記の協定を締結している。

- 一、 明治四十一年以降、十五年間、毎年、第一高等学校に六十五名、東京高等師範学校に二十五名、東京高等工業学校に四十名、山口高等商業学校に二十五名、千葉医学専門学校に十名、合計百六十五名の清国留学生の入学を許可す。清国はその為め学生一名に対し二百円乃至二百五十円の割合にて、（公使館の手を経て）当該学校にその教育費を納む。（中略）
- 一、 各校の競争入学試験に及第せる者が、この官費生として採用さるゝものにして、学生の教育費（補助費）と学費とは、一名一年分平均日本金六

百五十円とす。<sup>12</sup>

この「特約五校」制度によって、山口高等商業学校は1908年4月に留学生特設予科を設置し、毎年25名の清国留学生を受け入れることになった。留学生はこの留学生特設予科に1年間在籍した後、本科に編入されて日本人学生と一緒に学び、3年間で卒業するシステムになっていた。

しかし、山口高等商業学校における留学生受け入れは結果として失敗に終わる。それは1911年、修学旅行における待遇をめぐる留学生と学校の間に対立が生じ、81名の留学生が同盟退学する事件が発生したからである。<sup>13</sup>この事件を契機として、山口高等商業学校は「特約五校」制度からはずれ、同校では留学生特設予科も廃止された。

ただし、他の4校においては中華民国成立後も「特約五校」制度が存続した。この制度は「留学生に過度の受験競争を強いながら、科挙廃止後の中国におけるエリート養成に重要な役割を果たして」<sup>14</sup>いったという。

この「特約五校」制度は15年間の有期計画であったが、その終了を待たず、1920年に中国政府は当該官立学校4校に対する補助金の支給を中止した。このため、残余期間は日本政府が中国政府に代わって補助金を負担することになったが、ちょうどそのころから日本政府は留学生受入制度の整備を本格的に検討するようになる。そして、長崎高商もその対象となるのである。

### 1-2 第2期（準備教育科の設置）

1922年、長崎高商は約10年ぶりに留学生を受け入れた。同年4月、長崎高商は「支那人五人」<sup>15</sup>に入学許可を出している。この「支那人五人」の長崎高商入学前における学歴や日本語学習歴は不明だが、今回は正規の学生として受け入れたらしく、長崎高商は彼らに高度の日本語能力を要求した。しかし、当該5名の日本語能力はそのレベルに達していなかったようで、長崎高商は彼らに課外で日本語教育を施した。また英語の補習も行ったようである。

しかし、この課外教育は十分な成果を挙げることができなかった。そこで長崎高商は1922年11月に「外国人特別入学規程細則」を改正し、留学生のための「準備教育科」を開設した。これは5か月間（11月～翌年3月）の予備教育課程で、修了すれば無試験で本科の第1学年に入学できた。準備教育科の入学希望者には中学校・商業学校卒業程度の学科目試験が課せられた。毎

週の授業時間数は、「国語」20時間、「英語」12時間、「体操」3時間の合計35時間だった。この「準備教育科は長崎高商における中国人留学生の予備教育機関の濫觴」<sup>16</sup>とされている。

1923年1月、長崎高商は準備教育科に6名の留学生を受け入れた。<sup>17</sup>しかし、5か月間の修業年限では予備教育課程として不十分であると認識されたためか、開設2年後の1925年には修業年限が1年間（4月～翌年3月）に延長されている。

この準備教育科は長崎高商が初めて設けた留学生教育専門機関だった。「特約五校」制度の対象校を別にすれば、この時代に全国の官立学校の中で留学生教育専門機関を設置していたのは長崎高商と広島高等師範学校だけであり、その意味では先駆的だったと言える。ただし、この準備教育科は長崎高商が自らの判断に基づいて設置したものであり、日本政府の留学生受入政策の一環として設けられたものではない。すなわち、後に外務省が言うところの「私的経営による施設」<sup>18</sup>として設置された留学生教育専門機関だったのである。

## 2. 文部省直轄学校における特設予科の設置

### 2-1 留学生政策に関する動き

従来、日本政府は留学生の受け入れにあまり積極的ではなかった。しかし、1915年の「対華二十一か条要求」に起因する中国の反日感情の高まりの中で、また欧米諸国が中国に対する文化事業を拡大する中で、1910年代の後半頃から日本政府も、外交政策のひとつとして中国人留学生の受入拡大と留学生教育の振興に取り組むようになる。

1918年6月、外務省は「支那人本邦留学情況改善案」と題する政策提言をまとめている。この提言において外務省は、「東洋の大局に鑑み帝国の将来に稽へ日支提携を図る」<sup>19</sup>ことが緊要であり、その目的から「日支両国々民大多数の相互諒解感情融和」<sup>20</sup>を実現する必要があるとした。そして、この「了解及感情の融和を実現せむが為には一般支那人をして日本語に通ぜしめ日本の文化及実力を諒解せしむること」<sup>21</sup>が必要であり、その「実行手段」<sup>22</sup>として「留学生の待遇」<sup>23</sup>が重要であるとした。

この「留学生の待遇」を図るための政策のひとつとして、外務省は「支那人教育の為にする健全なる学校の発達補助」を挙げている。そして次の措置

を講ずるべきだとした。

「特に注意すべきは支那留学生の本邦到着後第一着歩として入学すべき日本語研究を目的とする予備学校を完備せしむることなり。支那人留学生の成績が其日本語の智識と重大なる関係あるは云ふ迄もなく又此等留学生の本邦滞在の初期に方りて充分の監督を受け真面目に修学の慣習を作らしむるは本邦留学生一般成績の上進上特に注意すべき要点なり。この目的の為に速に執るべき手段次の如し。

- 一、在神田区東亜高等予備学校の如き種類の学校を發達せしめ若は設立すること
- 二、支那人の日本語修得の便宜を講じ相当学校には補助金を与ふること」<sup>24</sup>

また、いわゆる「特約五校」制度については、「支那政府の官費生」<sup>25</sup>は「日本人学生の支払ひ居る授業料其他の経費以外所謂補助費」<sup>26</sup>を所属校に支払っているが、このような制度が「支那人に少なからざる悪感を与へつゝあるの実情なるに就ては日支国交の大義に考へて之を撤廃する方法を講ずること肝要なり」<sup>27</sup>とした。そして、実際に「特約五校」制度は、前述のとおり1920年から日本政府が中国政府に代わって補助金を支給する制度に変更された。

日本政府は「留学生の待遇」を改善するための施策にも取り組んだ。1918年に設立された「日華学会」は、1911年創設の「留学生同情会」を前身とする民間団体であるが、この日華学会が中国人留学生のための寄宿舍を運営するにあたり、その運営費15万円を文部省が助成するようになった。これは「留学生教育のために政府が行った最初の民間への助成」<sup>28</sup>とされている。

1910年代後半からは帝国議会においても留学生問題がしばしば取り上げられている。その背後には東亜高等予備学校の校長だった松本亀次郎の働きかけがあったのであるが、1918年の第40回議会では高橋万吉が松本の要請を受けて「支那人教育の施設に関する建議案」を上程している。同案は修正を施した上で可決された。また、1921年の第44回議会には同じく松本の起草による「支那共和国留学生教育に関する請願」が提出されたのに対し、「支那共和国留学生教育に関する建議」として可決された。

このような段階を経て、1923年3月30日、「対支文化事業特別会計法」が公布された。これは義和団事件の賠償金等を原資として、「対支文化事業助長の

為特別会計を設置し其の歳入を以て其の歳出に充つ」<sup>29</sup>（第1条）ことを企図したもので、「支那国に於て行ふべき教育、学芸、衛生、救恤其の他文化の助長に関する事業」<sup>30</sup>および「帝国に在留する支那国人民に対して行ふべき前号に掲ぐる事業と同種の事業」<sup>31</sup>ならびに「帝国に於て行ふべき支那国に関する学術研究の事業」<sup>32</sup>を助成するとされた。

この「対支文化事業特別会計法」に基づく「対支文化事業」の一環として、日本政府は中国政府が選定する留学生320名に対して毎年一人あたり70円以内の学費を助成することになった。また、1926年度からは各学校が推薦する留学生50名（後に80名に増員）に対して学費70円以内を支給する選抜留学生制度も開始された。

## 2-2 特設予科の開設

日本政府による「対支文化事業」の開始は、すでに準備教育科を開設して留学生に対する予備教育を行っていた長崎高商にとって、その運営経費の一部を国庫から助成してもらい絶好の機会と映ったようである。具体的な年月日は不明だが、同校は1923～1924年頃、外務省の対支文化事務局に対して、準備教育科への補助金支給を申請した。

しかし、国庫負担によって留学生予備教育を充実しようと考えた学校は長崎高商だけではない。外務省には、かつて「特約五校」だった東京高等師範学校や山口高等商業学校からも同様の申請が寄せられていた。<sup>33</sup>また、長崎高商と同じく「私的経営」による留学生教育専門機関を設置していた広島高等師範学校も文部省を經由して補助金の支給を申請した。

前述のとおり、かねてより外務省は「一般支那人をして日本語に通ぜしめ日本の文化及実力を諒解せしむ」ために留学生教育を拡充する必要があるとしていた。また、その目的から「予備教育機関の一層の充実改善を図るを最急務なり」<sup>34</sup>と考え、文部省と共同で「東亜高等予備学校の改善方考究」<sup>35</sup>していたが、「何分短期間内に同校の改善のみを以て初期の目的を達することは困難」<sup>36</sup>という状況にあった。このため、外務省は文部省直轄学校からの補助金支給申請という新たな動きを受けて、当該「直轄学校附設の予備教育施設に対する補給申請に付ても予算の範囲内に於ては相当助成方考慮」<sup>37</sup>することとし、文部省が「特約五校」制度の名残として1920年から予算措置を講じてきた「第一高等学校及東京高等工業学校の特設予科と併立して右二校以外の

二三直轄学校にも当分学校職員の私的施設として予備教育機関を附設し得る」<sup>38</sup>か否かを研究するよう文部省に要請した。

この外務省からの要請を受けて文部省は、1925年2月14日付で「直轄学校に於ける支那人予備教育施設計画案」をまとめた。その内容は次のとおりである。

- 一、目的 直轄学校に於て外務省の委託に依り当該学校に入学せむとする者の為特別予科を設けること
- 一、入学資格 中学校高等女学校卒業者と同等以上の学力を有すると認めたる者とする事
- 一、設置学校 東京高等師範学校、広島高等師範学校、長崎高等商業学校、明治専門学校
- 一、修業年限 修業年限は一年とすること
- 一、学科及毎週教授時数 当該学校長に於て適当に之を定むること
- 一、学級編制 特別学級を編制すること（二十五人以内）
- 一、経費 外務省よりの補助金一校貳千円宛及授業料等を以て之に充つること
- 一、授業料等 授業料等は之を徴収すること
- 一、経営者 学校直接の施設とすること<sup>39</sup>

この「直轄学校に於ける支那人予備教育施設計画案」を外務省も了解したことで、最終的には上記の「計画案」に記載されている4校を含む官立学校7校に公設の留学生予備教育機関である「特設予科」が設置されることになった。その設置対象校は、「特約五校」でもあった第一高等学校・東京高等工業学校・東京高等師範学校<sup>40</sup>の在京3校、「私的経営」による留学生教育専門機関をすでに設置していた長崎高商と広島高等師範学校、そして新たに明治専門学校と「女子の予備教育」<sup>41</sup>を行う機関として選定された奈良女子高等師範学校の合計7校である。高等商業学校で特設予科が設置されたのは長崎高商だけだった。<sup>42</sup>

また、修業年限については、他校の特設予科が1年であったのに対し、長崎高商の場合は1926年10月から1年半に延長し、2学年制とした。第1学年は10月～翌年3月の半年間、第2学年は4月から翌年3月までの1年間であ



る。このため、長崎高商特設予科ではとくに「国語」教育の面で他校に見られない独自の教育方針がとられた。なお、のちに明治専門学校も長崎高商にならって修業年限を1年半に延長している。

### 2-3 特設予科の性格

特設予科設置校の選定にあたって、文部省は主導的な役割や積極的な調整業務を果たさなかった。このため、高等師範学校の場合は2校に特設予科が設置されたのに対し、高等学校や高等商業学校の場合は1校ずつにしか設置されないという不均衡さが生じた。そして、この不均衡さゆえに、文部省がまとめた前記の「直轄学校に於ける支那人予備教育施設計画案」では、特設予科は「当該学校に入学せむとする」留学生のための予備教育機関と位置づけられていたものの、実際には各校の特設予科で「他の学校に入学志望する生徒」<sup>43</sup>が続出する結果となった。

1926年2月5日に文部省が特設予科設置校の校長を集めて開催した第1回特設予科会議においては、この問題が最初に扱われた。<sup>44</sup>しかし、そこでは各校の思惑が交錯した。高等学校で唯一特設予科が設置された第一高等学校の校長が「他の学校からの志望生徒をも入学せしむると云ふことは出来ないこと」<sup>45</sup>であるとしたのに対し、高等師範学校側は「予科修了者は何処の学校にも入学できるものと思ふて居りました」とした上で、「(筆者註：全国に存在する)高等師範は只二校のみなるを以て広く各学校に入学せしむる様致し度し」<sup>46</sup>と希望した。

この問題に関して、高等商業学校で唯一特設予科が設置された長崎高商の校長は、「自校にては自校の本科に入学せしむることを承知の上にて入学せしめ居れり」<sup>47</sup>としたが、同時に、「昨年秋、高等商業学校長会議に於て私の方から中華民国人の予科修了者を無試験にて各高等商業学校に入学の出来る様諮って見ました処が、教官会議に於て結局協議に副ふ様にしたいといふことになりました」<sup>48</sup>とも述べている。

この問題は、最終的に「高等学校は高等学校、工業は工業、商業は商業と同種の学校間に於て転学を認むることと限定」<sup>49</sup>する方向で調整することになった。第1回特設会議の終了後、文部省は各校に対して次のように通知している。

一、特設予科とは第一高等学校、東京高等工業学校、東京高等師範学校、広

島高等師範学校、奈良女子高等師範学校、長崎高等商業学校及明治専門学校に於て支那国留学生の学力補充の為設置せる予科を謂ふ

- 二. 特設予科終了者は当該学校の本科（学校令に基く其の校の予科を有するものに在りては其予科）に無試験を以て進学せしむること。但し特別の事情に依り他の学校に入学を希望し当該希望学校に於て之を入学せしむるも差支無きときは左の区別に従ひ予科附設の学校長と協議の上之を本科（学校令に基く其の校の予科を有するものに在りては其の予科）に入学せしむるを得ること
  - イ. 同種の学校に於ては無試験を以て入学せしむ
  - ロ. 異種の学校に於ては試験検定を経て入学せしむ
- 三. 第一高等学校特設予科修了者にして高等学校に入学を希望する者に付ては従前の例に依り之を配当す<sup>50</sup>

こうして、長崎高商特設予科の修了者は、同校本科のみならず他の高等商業学校の本科にも無試験で入学できることになった。<sup>51</sup>しかしながら、実際に他校へ進学する者は少なかった。1925年から1933年までの長崎高商特設予科修了者の人数と進学先は【表1】のとおりであるが、同科の修了者はそのほとんどが長崎高商の本科に進学している。

【表1】長崎高商特設予科修了者の人数および進学先（単位：人）

年 度	修了者数	進 学 先
1925	13	長崎高商 12、神戸高商 1
1926	8	長崎高商 8
1927	7	長崎高商 6、神戸高商 1
1928	8	長崎高商 7、東京商大専門部 1
1929	13	長崎高商 13
1930	10	長崎高商 10
1931	1	長崎高商 1
1932	4	長崎高商 4
1933	6	長崎高商 6

### 3. 長崎高商特設予科の制度および留学生

#### 3-1 制度

長崎高商は外務省より特設予科設置校に認定されたことを受け、「中華民国留学生特設予科規程」を制定している。<sup>52</sup>その内容は修業年限を1年半に延長した際に若干変更されているが、1926年10月の時点では次のとおりである。

- 第1条 特設予科は本校所定の全学科目を履修せんとする者に必要なる準備教育を施すを以て目的とす
- 第2条 特設予科の定員を五十名とす
- 第3条 特設予科に入学を許すべき者は品行方正志操鞏固身体健全なる男子にして中学校卒業商業学校卒業及之と同等以上の学力を有する者とす
- 第4条 特設予科に入学を許すべき者の学力検定試験は中学校及商業学校卒業の程度に依り其学科目中に就き之を行ふ
- 第5条 特設予科の修業年限は一年六ヶ月とし之を二学年に別つ
- 第6条 特設予科第一学年の学年は十月十一日に始まり翌年三月三十一日に終る。第二学年の学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
- 第7条 特設予科第一学年に入学せしむべき時期は学年の始めとす
- 第8条 特設予科の学科課程及教授時数左の如し

学科目	第一学年		第二学年			
	第一学期		第一学期		第二学期	
	学科課程	時	学科課程	時	学科課程	時
国語	読方、訳解、作文、 文法、会話、書取	14	読方、訳解、作文、 文法、会話、書取	14	読方、訳解、作文、 文法、会話、書取	14
英語	読方、訳解、作文、 文法、会話、書取	11	読方、訳解、作文、 文法、会話、書取	12	読方、訳解、作文、 文法、会話、書取	12
数学	算術	2	算術	3	算術	3
理化			物理 化学	2	物理 化学	2

地理	人文地理	2			
歴史	世界近世史	2			
体操	体操、教練	3	体操、教練	3	体操、教練 3
合計		34		34	34

第9条 第一学年に於ては特に国語の熟達を計るものとす

第10条 前条の課程を修了したる者には修了証書を授与し本科に編入す。学科成績中未修了の学科目有る者は前条の資格を認めず。但し本人の希望により本科の学科目を聴講せしむることを得

第11条 特設予科入学の許可を得たる者に対しては第四款第五条及第六条を適用す<sup>53</sup>

この規程に基づき、従来の「準備教育科」は廃止され、新たに「特設予科」が設置された。長崎高商ではこの特設予科を1932年に「満州国」<sup>54</sup>が「建国」されるまで「中華民国留学生特設予科」と称していた。

特設予科の定員は上記のように50名とされた。これは前述のとおり1926年2月に開催された第1回特設予科会議において、長崎高商特設予科の修了者は他の高等商業学校の本科にも無試験で進学できるようになったために、その「転学せしむるといふ前提の下に拡張計画」<sup>55</sup>を立てた結果である。ただし、

【表2】のとおり、長崎高商特設予科の入学者が実際に50名に達することはなかった。

【表2】長崎高商特設予科の志願者数・受験者数・入学者数（単位：人）

年 度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
志願者数	19	32	14	23	23	27	10	4	4	15	35
受験者数	17	27	12	23	22	25	9	4	4	13	27
入学者数	17	21	10	17	17	15	5	4	4	12	14

### 3-2 入学資格および入学試験

前述の「中華民国留学生特設予科規程」に記載されているとおり、長崎高商の「特設予科に入学を許すべき者は品行方正志操鞏固身体健全なる男子にして中学校卒業商業学校卒業及之と同等以上の学力を有する者」とされていた。また、その入学試験は「中学校及商業学校卒業の程度に依り其学科目中に就き之を行ふ」と規定されていた。試験科目は1934年度の場合だと、「英語（英文日訳、日文英訳）、数学（算術、代数）、日語（読方、訳解、作文、文法）」<sup>56</sup>である。

東京都港区の三康図書館に長崎高商特設予科の1936年度入学試験問題が残されている。その「国語科」の試験問題は次のとおりである。

#### 一. 読方及び意義を問ふ。

日和 名前 久振 一入 本当 無駄 物語 相手 見舞 案内

#### 二. 漢訳すべし。

(イ) 知恵があっても身体が健康でなくては、この劇しない世の中に活動することは、とてもできません。

(ロ) あなたがいらつしやるなら、わたしも一緒に行きませう。

#### 三. 片仮名の箇所にも適当なる漢字を充てよ。

偉人が天下に名を成したのは、すべてクシン（二字）とドリヨク（二字）とをツイヤ（一字）し、オドロ（一字）くべきベンキョー（二字）とシューヨー（二字）とをツ（一字）んだ為で、ヤクゲン（二字）すれば、ヒジョー（二字）なタンレン（二字）をへ（一字）たケツクワ（二字）である。

#### 四. 第二問（イ）の中より動詞形容詞を摘出し、その活用の状を示せ。

#### 五. 左の文章を品詞に分類すべし。

孔子には弟子多し。而してその最も勝れたる者は七十二人なり。

#### 六. 作文 題『余の母校』（別紙に記すべし）<sup>57</sup>

この試験の合格点は不明である。また、往時と今日では日本語の実体や基本語彙そのものが変わってきているので、上記の「国語科」試験問題を今日の基準で判断することは慎むべきだが、1984年から実施されている「日本語能力試験」の出題基準にあえて照らし合わせるならば、この試験問題の文字と語彙は2級レベル（中級レベル）、文型や文法項目は3級（初級後半レベル）

から2級レベルとすることができる。長崎高商は特設予科入学時の日本語能力として、少なくとも中級に準じるレベルを留学生に求めていたと言えるだろう。<sup>58</sup>

長崎高商特設予科の1934年度入学試験は、国内2都市（東京・長崎）と海外5都市（奉天・大連・新京・漢口・天津）の合計7都市で実施された。<sup>59</sup>長崎高商に特設予科が設置された1926年の試験実施地は東京と長崎の国内2都市だけだったが、翌年の1927年からは海外でも入学試験を実施するようになり、漢口と天津が試験実施地となった。また、1928年からは大連でも入学試験を実施するようになり、1934年の段階では、海外における試験実施地は既述のとおり5都市に拡大された。

海外で入学試験を実施していたことは、他校の特設予科には見られない、長崎高商の特色である。これは長崎という土地の歴史のおよび地理的な利点を生かした措置とも考えられるが、長崎高商にはもうひとつ有利な点があった。それは海外に勤務する卒業生が多かったことである。もともと「海外発展、特に清、韓、南洋方面に雄飛活躍すべき人材を緊急に養成する」ことを目的として設立された長崎高商には、大陸の諸都市に勤務する卒業生も多く、入学試験の実施に際して、それらの「日本人卒業生に立会はじめ監督」<sup>60</sup>を委託することができたのである。

### 3-3 長崎高商特設予科の留学生

特設予科の入学者は、文部省により「中学校高等女学校卒業者と同等以上の学力を有すると認めたる者」と定められていたが、彼らが特設予科に入学するまでの過程には、大きく分けて2つのケースがあった。

ひとつは中国（後に満州国も）の中等教育機関を卒業後、そのまますぐに来日して特設予科に入学するケースである。この場合は、来日前に日本語を学び、ある程度の日本語能力を獲得しておくことが必須なので、日本語教育をカリキュラムに取り入れている学校の卒業生が有利だった。当時、この種の学校としては、中日学院（天津）と江漢高級中学（漢口）があった。

中日学院は1921年に東亜同文会が設立した天津同文書院を前身とする学校で、設立当初から日本語教育を実施していた。1926年に運営母体が日中共同の中日教育会に移行し、校名も中日学院と改称された。また、江漢高級中学は1922年に漢口の日本人租界に天津同文書院の姉妹校として設立された漢口

同文書院を前身とする学校であるが、やはり1926年に運営母体が日中共同の東方学会に移行し、校名も江漢高級中学と改称されている。

中日学院も江漢高級中学も日本語教育を重視し、実質的に日本留学予備教育機関としての役割を果たしていた。長崎高商が1927年から天津と漢口でも入学試験を実施するようになったのは、両校在籍者の便宜を図ることが目的だったとも考えられる。

もうひとつのケースは、中国で中等教育課程を終えた後に来日し、留学生用の予備校に入学して1年ないし1年半、日本語学習や入学試験の受験準備を行う場合である。この種の予備校としては、嘉納治五郎が1902年に設立した宏文学院（弘文学院）をもって嚆矢とするが、その宏文学院（1909年閉鎖）の教師として留学生教育と関わるようになった松本亀次郎によって1914年に設立された東亜高等予備学校（1925年からは日華学会が運営）が1920～1930年代には代表的な存在だった。<sup>61</sup>

開校直後（1907年～1911年）の長崎高商に「所定の学科目中一科目若は数科目の教授を受けんこと」を希望して入学した留学生は、日本国内の予備校で日本語教育と中等普通教育を受けてから入学する者が多かった。王嵐（2004）がまとめた「長崎高等商業学校留学生名簿」<sup>62</sup>によれば、この時期に長崎高商に入学した留学生（不明の者を除く）は、その約7割の者（17名中12名）が日本国内の予備校（大阪高等予備学校・宏文学院・成城学校）を経てから長崎高商に入学している。

しかし、特設予科の設置以降は、中国の学校を卒業した後すぐに来日して長崎高商特設予科に入学する者が多くなり、これは他校と比較した場合の長崎高商の大きな特色となった。たとえば、1930年および1931年における各校特設予科在籍者中、東亜高等予備学校出身者の占める割合は次のとおりである。<sup>63</sup>

【表3】特設予科在籍者に占める東亜高等予備学校出身者の比率

特設予科	1930年	1931年
東京工業大学	48.89%	59.65%
第一高等学校	44.44%	24.14%
長崎高等商業学校	0.00%	25.00%
明治専門学校	66.67%	不明

東京高等師範学校	不 明	80.95 %
広島高等師範学校	84.62 %	61.53 %
奈良女子高等師範学校	25.00 %	83.33 %

長崎高商の場合は、他校に比べて国内予備校出身者の占める比率が低かったのに対し、中日学院と江漢高級中学の出身者の占める比率が高かった。たとえば1932年度に長崎高商の特設予科に在籍していた中国人留学生は第1学年2名、第2学年5名の合計7名だったが、このうち東亜高等予備学校の出身者は1名に過ぎなかったのに対し、江漢高級中学の卒業生は2名、中日学院の卒業生は3名だった。<sup>64</sup>

このように「直接支那より渡来する者」<sup>65</sup>が多かったことは長崎高商の特色であるが、これは、(a) 長崎と中国は地理的に近く、定期航路も開設されていたこと、(b) それに対して、東亜高等予備学校等の留学生予備校が数多く存在する東京と長崎は地理的に離れていること、(c) 長崎は徳川時代から日中貿易の拠点であり、歴史的に中国と関係が深いこと、(d) 長崎高商が中国で入学試験を実施していたこと等を反映したものと考えられる。<sup>66</sup>

他校の特設予科が1年制であったのに対し、長崎高商の修業年限は1年半だったが、これも「当校は直接支那より渡来する者多く他の予科より来る者なき」<sup>67</sup>ための措置であった。日本国内の留学生予備校出身者と異なり、「直接支那より渡来する者」は日本の教育機関で学ぶのに必要な学習スキルや学習スタイルの面で不足があると判断されたのだろうか。

ただし、中日学院や江漢高級中学は「日語に力を入れ居る」<sup>68</sup>ことから、長崎高商は両校の出身者を「特予二年に編入」<sup>69</sup>しており、彼らの日本語能力は日本国内の留学生予備校出身者と比較しても遜色なかったようだ。また、学力の点に関しても、長崎高商特設予科の留学生は「天津中日学院、漢口江漢中学出身のもの多き為か一般に良好」<sup>70</sup>であり、「本科に進学せるものは相当の成績を示し」<sup>71</sup>ていたという。

なお、「直接支那より渡来する者」が多いということは、「長崎に来て長崎で卒業して其の儘帰国する様な生徒」<sup>72</sup>も多いということであり、長崎高商は、「希望としては予科在学中に一度修学旅行として日本の他の地方を見せてやり度し」<sup>73</sup>として、外務省文化事業部に旅費の補助を申請している。<sup>74</sup>

【表2】からも明らかなおとおり、長崎高商特設予科の入学志願者数・受験



者数・入学者数は1931年に激減している。これは長崎高商に限ったことではなく、他校の特設予科でも同じだった。その理由は大きく分けて二つある。ひとつは1929年に中国政府が海外留学資格を高級中学の卒業者に限定したこと、そしてもうひとつは、1930年に中国政府が滞日留学生に対して、日本政府の「対支文化事業」予算による奨学金の受給を禁止したことである。後者は中国政府が日本との文化事業協定を廃棄したいという立場から採った施策だった。<sup>75</sup>

1930年1月の時点で日本の専門学校以上の学校に在籍する中国人留学生は約1,800名だった。このうち外務省文化事業部から学費の補助を受けていた「一般補給留学生」（学費として月額70円以下を支給）は312名、「選抜留学生」（学費として月額30円～70円を支給）は62名、「特選留学生」<sup>76</sup>（学費として月額100円～150円を支給）は15名だった。<sup>77</sup>すなわち、全中国人留学生の約20%が「対支文化事業」予算から奨学金を受給していたわけだが、中国政府はその受給を禁止したのである。

長崎高商特設予科の1932年度入学者数はさらに減少している。また、1931年から1932年にかけては「満洲事変発生し官費送金拒絶」<sup>78</sup>のため退学者や休学者も続出した。

その一方で、1932年3月に満州国が建国されたことで、各校の特設予科には満州国派遣留学生が増えていった。長崎高商も1932年に1名、1933年に1名、1934年に6名の満州国留学生を受け入れている。<sup>79</sup>

建国当初の満州国では日本留学予備教育の制度が整備されていなかったことから、<sup>80</sup>同国派遣留学生は日本国内の留学生予備校で学んだ後に各校の特設予科に入学するケースが多かった。1934年度に長崎高商特設予科に在籍していた留学生は満州国8名、中国7名の合計15名であるが、このうち満州国8名の内訳は、東亜高等予備学校の出身者が3名、成城学校の出身者が4名であり、8名中7名が日本国内の留学生予備校に通った経験を有していた。一方、中国の7名のうち日本国内の留学生予備校に通った経験を持つ者は2名（いずれも東亜高等予備学校出身）に過ぎない。

日本政府は、満州国留学生を毎年200名受け入れる計画を立てた。その受入校は政府から指定されたが、高等商業教育機関では長崎高商のほか、東京商科大学、山口高等商業学校、福島高等商業学校が指定され、その予備教育課程は長崎高商と山口高等商業学校に置かれた。<sup>81</sup> 1933年、長崎高商は特設予

科の名称を従来の「中華民國留学生特設予科」から「留学生特設予科」に改めている。また、かつて「特約五校」に指定されていた山口高等商業学校も1933年に特設予科をあらためて設置したが、同校は長崎高商の場合と異なり、「満州国留学生をのみ収容教育する方針」<sup>82</sup>を採用した。1936年9月の時点で同校には82名の留学生が在籍していたが、うち81名は「満洲国留学生」<sup>83</sup>だった。<sup>84</sup>

満州国留学生の増加により、長崎高商特設予科の在籍者も1930年代の半ばには中国留学生より満州国留学生の方が多くなった。たとえば、1935年10月の時点における長崎高商特設予科の在籍者数は13名であるが、その内訳は満州国留学生7名、中国留学生6名である。また、1939年5月の時点における在籍者数は満州国留学生5名、蒙古留学生1名、中国留学生4名（ただし、うち2名は「支那事変のため帰国特別休学中」<sup>85</sup>とされている）の合計10名。1940年5月の時点では満州国留学生6名、中国留学生4名（ただし、うち2名は「支那事変のため昭和十三年一月より特別休学中」<sup>86</sup>とされている）だった。

### 3-4 長崎高商特設予科の修了生

長崎高商特設予科を1926年～1940年に修了した者は合計135名である。<sup>87</sup>前述のとおり、その多くは長崎高商の本科に進学したが、これは本科も留学生にとっては大学進学のための通過点と認識されるケースが多かったことから、他校に転学するよりも特設予科時代から馴染みのある長崎にそのままとどまって大学進学の準備をする方が良いと考える留学生が多かったためではないかと考えられる。実際、長崎高商本科の留学生は「一般に進んで大学に入学する傾ありて、直に就職するものは少数に止れり」<sup>88</sup>という状況だったのであり、たとえば、1933年3月に本科を卒業予定の留学生は6名だったが、そのうち進学希望の者は4名いた（進学希望先は東京商科大学・神戸商業大学・京都帝国大学経済学部）。

長崎高商を卒業した留学生は、国ごとに同窓会を「各別個に設立し、其の帰属関係も截然と区別」<sup>89</sup>していた。すなわち、中国留学生は「中華民國留日長崎高等商業学校同窓会」を、満州国留学生は「満洲国留日長崎高等商業学校学生同窓会」をそれぞれ組織していた。<sup>90</sup>

ただし、これらの同窓会が卒業生のネットワークとして実際にどの程度ま

で機能していたかは明らかでない。長崎高商によると、「卒業生と母校との連絡を図る為、同窓会は多数の支部員を有し、毎年名簿を送付することになり居るも、会費を納付せざるに困り実行上困難を感ず」<sup>91</sup>という状態だったという。

なお、長崎高商を卒業した留学生のその後の経歴については、王嵐(2004)が綿密に調査している。<sup>92</sup>しかし、そのほとんどは1945年以降の経歴が不明である。また、読売新聞長崎支局編(1985)によると、長崎高商で学んだ留学生は141名に及ぶが、1985年の時点で消息が判明していたのは20名に過ぎなかったという。<sup>93</sup>

### おわりに

以上、長崎高商を事例として、文部省直轄学校に設置された「特設予科」の制度について考察してきた。この考察からも明らかなおおりに、留学生予備教育機関としての特設予科は、試行錯誤を繰り返しながら、その制度を確立していったと言えるだろう。長崎高商もその例外ではない。

それでは、その特設予科の留学生教育とは具体的にどのようなものだったのか。この問題については、稿をあらためて論じたい。

〔謝辞〕 この研究を行うにあたっては、長崎大学大学高度化推進経費(学長裁量経費)の助成を受けた。ここに記して感謝を申し上げたい。

(留学生センター教授)

### 【参考資料】

外務省外交史料館保存資料(アジア歴史資料センター参考コード)

B03030276600、B05015406400、B05015520600、B05015526200、B05015528100、  
B05015528600、B05015528700、B05015528800、B05015528900、B05015529000、  
B05015529100、B05015529300、B05015529400、B05015529500、B05015529600、  
B05016070600、B05016142600、B05016143600

## 【参考文献】

- ・ 王嵐 (2004) 『戦前日本の高等商業学校における中国人留学生に関する研究』 (学文社)
- ・ 瓊林会編 (1975) 『長崎高等商業学校・長崎大学経済学部70年史』
- ・ 新内康子 (2000) 「国内の日本語教育機関の系譜 (4)」 志学館大学編『志学館大学文学部研究紀要』 第1号
- ・ 多仁安代 (2006) 『日本語教育と近代日本』 (岩田書院)
- ・ 長崎高等商業学校編 (1939) 『長崎高等商業学校一覧：昭和十四年度』
- ・ 長崎大学三十五年史刊行委員会編 (1984) 『長崎大学三十五年史』
- ・ 日華学会学報部編 (1935) 『留学生入学試験問題 (昭和十一年度特設予科)』
- ・ 長谷川恒雄 (1991) 「戦前日本国内の日本語教育」 木村宗男編『講座日本語と日本語教育15・日本語教育の歴史』 (明治書院)
- ・ 二見剛史 (1976) 「戦前日本における中国人留学生の教育—特設予科制度の成立と改編—」 古田紹欽編『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』 第7集
- ・ 松本睦樹・大石恵 (2006) 「旧制長崎高等商業学校における教育と成果—明治・大正期を中心として—」 長崎大学経済学会編『経営と経済』 第85巻 第3・4号
- ・ 読売新聞長崎支局編 (1985) 『長崎高商物語』

## 【註】

- 
- 1 多仁安代 (2006) 24頁
  - 2 瓊林会編 (1975) 11頁
  - 3 王嵐 (2004) 120頁より引用
  - 4 長崎高等商業学校編 (1939) 5頁
  - 5 長崎高等商業学校編 (1939) 6頁
  - 6 長崎高等商業学校編 (1939) 7頁
  - 7 長崎高等商業学校編 (1939) 8頁
  - 8 長崎高等商業学校編 (1939) 9頁
  - 9 松本睦樹・大石恵 (2006) によれば、1910年～1915年と1926年に長崎高商

を修了した留学生の進路は次のとおりである。北京政府4人、高等商業学校1人、商業学校7人、師範学校1人、企業2人、その他1人、自家営業1人、長崎高商海外貿易科（進学）2人、死亡3人、不明13人。（262頁）

- 10 これらの留学生44名のうち、「卒業証書」を授与された者は17名である。  
新内康子（2000）112頁
- 11 多仁安代（2006）36頁
- 12 二見剛史（1976）71頁～72頁
- 13 この事件の概略については、王嵐（2004）147頁～153頁を参照。
- 14 二見剛史（1976）73頁
- 15 長崎高等商業学校編（1939）15頁
- 16 王嵐（2004）89頁
- 17 長崎高等商業学校編（1939）16頁
- 18 アジア歴史資料センター・リファレンスコード（以下「JACAR」と表記）B05015528800。なお、本稿は一次資料を引用する際に次の二点を原則とした。(a) 引用文中における旧字体・カタカナは、それぞれ新字体・ひらがなに直した。また、文意を汲んで、適宜句読点を付した場合や促音表記にした場合もある。ただし、仮名遣いは原文にしたがった。(b) 引用文中には、今日からすると事実でない部分や適切でない表現も含まれているが、著作者の主観あるいは認識を反映している場合もありうるので、人物や機関の名称など明確な誤りを除いては注釈等を施さなかった。また、誤字も訂正しなかった。
- 19 JACAR B03030276600
- 20 JACAR B03030276600
- 21 JACAR B03030276600
- 22 JACAR B03030276600
- 23 JACAR B03030276600
- 24 JACAR B03030276600
- 25 JACAR B03030276600
- 26 JACAR B03030276600
- 27 JACAR B03030276600
- 28 長谷川恒雄（1991）53頁
- 29 JACAR B05016070600

30 JACAR B05016070600

31 JACAR B05016070600

32 JACAR B05016070600

33 ただし、結果としては山口高等商業学校に特設予科は設置されなかった。留学生の同盟退学事件によって「特約五校」制度からはずれた経緯が影響したためとも考えられるが、具体的な理由は不明である。同校に留学予備教育機関が再設置されたのは、1933年に満州国留学生のための特設予科を開設した時である。

34 JACAR B05015528600

35 JACAR B05015528600

36 JACAR B05015528600

37 JACAR B05015528600

38 JACAR B05015528600

39 JACAR B05015528600

40 いわゆる「特約五校」のうち、東京高等師範学校・千葉医学専門学校・山口高等商業学校の3校は1920年までに留学生予備教育部門を閉鎖していた。1920年以降は第一高等学校と東京高等工業学校の2校のみが文部省から「支那留学生養成費」の支給を受けて留学生予備教育部門を存続していた。

41 JACAR B05015528600

42 「対支文化事業」予算からの補助金受給に関し、瓊林会編（1975）は、1925年度「以降外務省文化事業部より毎年若干の補助金を受けることとなった」（48頁）としているが、たとえば1929年度の場合、長崎高商特設予科の「総経費」4,750円のうち「外務省補助金額」は約72%に相当する3,450円を占めており、とても「若干」とは言えない。（JACAR B05015520600）

43 JACAR B05015528700

44 特設予科会議は少なくとも次の7回開催されている。第1回：1926年2月、第2回：1927年11月、第3回：1928年10月、第4回：1930年2月、第5回：1930年11月、第6回：1932年3月、第7回：1933年3月。二見剛史（1976）82頁～84頁

45 JACAR B05015528700

46 JACAR B05015528700

47 JACAR B05015528700

- 48 JACAR B05015528700
- 49 JACAR B05015528700
- 50 JACAR B05015528600
- 51 王嵐 (2004) によれば、1920年、「民国政府は商業人材を養成するために、官立高商に進学した留学生にすべて官費を支給することを駐日公使館の留学生監督処に命令した」(240頁) という。
- 52 長崎高等商業学校編 (1939) 19頁
- 53 JACAR B05015528900
- 54 いわゆる「満州国」については、それが国家としての実態を有していたか否かの議論があるが、本稿においては煩雑さを避けるために、以下の部分においては「満州国」を鉤括弧等を含めて表記しない。ただし、これは筆者が「満州国」を国家として認めていることを意味しない。
- 55 JACAR B05015528700
- 56 JACAR B05015529500
- 57 日華学会学報部編 (1935) 10頁
- 58 ただし、長崎高商特設予科の入学試験には「英文日訳」や「日文英訳」の問題もあるほか、「算術」と「代数」の試験問題も日本語のみで出題されていたことには留意する必要がある。
- 59 試験会場は次のとおり。長崎：長崎高商、東京：東亜高等予備学校、奉天：南満中学堂、大連：大連商業学堂、新京：新京商業学校、漢口：江漢高級中学、天津：中日学院
- 60 JACAR B05015529100
- 61 1927年の時点で外務省が「対支文化事業」の一環として直接的あるいは間接的に補助金を支給していた留学生教育専門機関には、「在本邦予備教育機関」として長崎高商を含む特設予科設置校7校と東亜高等予備学校、「在支那予備教育機関」としては前述の中日学院と江漢高級中学校の2校があった。  
(JACAR B05015528800)
- 62 王嵐 (2004) 284頁～290頁
- 63 二見剛史 (1976) 86頁
- 64 JACAR B05015529400
- 65 JACAR B05015529100
- 66 1930年11月に開催された第5回特設予科会議において、外務省文化事業部

の担当官は中国で入学試験を実施することの可否を各校に打診している。これに対して文部省普通学務局長は、「支那にて入学試験を施行する様にせば東亜高等予備校は大打撃なりと擲諭」したが、外務省の担当官は留学希望者が「日本語を支那に於て学修することを前提」とした場合の可否を各校に尋ねた。これに対して、長崎高商教授の長畑桂蔵は次のように述べている。「本校は漢口高級中学、天津中日学院、旅順第二中等に委託して試験を行ひ居れり。右各地に於ける日本人卒業生に立会はじめ監督を行ひつつあり。何等の不都合なし。而し手数は煩雑なり。此以外の地に於ては実に面倒なりと思ふ。試験は日語、英語位に致し居れり。此以外に科目を増しては実施困難なり。」(JACAR B05015529100)

この中国における入学試験の実施問題については、文部省普通学務局長が次のように発言して、各校の裁量に委ねた。「長崎高商の様な便宜を有する学校にては支那にて委託試験を行ふもよし。大体其様な心持にて各校の自由裁量に願度。」(JACAR B05015529100)

67 JACAR B05015529100

68 JACAR B05015529100

69 JACAR B05015529100

70 JACAR B05015529300

71 JACAR B05015529300

72 JACAR B05015528900

73 JACAR B05015528900

74 「対支文化事業」予算は「中国留学生内地旅行に対する補給」にも使用された。これは、「卒業年度に在る留学生にして適當なる指導者引率の下に団体を組織し実習見学旅行を為さむと欲する者」(JACAR B05015529300)に対して旅費を補助する制度である。

75 二見剛史 (1976) 88頁

76 これは「専門教育の課程修了後更に本邦に在りて學術の蘊奥を究めむとする者にして大学総長及学部長より推薦せられたる優秀なる中国人」(JACAR B05015529300)を対象として、1924年から開始された制度で、対象留学生には月額150円以内の学費が支給された。

77 JACAR B05015529000

78 JACAR B05015406400



- 79 王嵐 (2004) によれば、1931年9月の満州事変勃発前、中国東北地方出身の滞日留学生数は約200名だったが、事変後、これらの留学生に対する奨学金の支給を中国政府は打ち切ったという。その後、これらの留学生に対しては満州国政府が「思想審査・鑑定」を加えた上で奨学金を支給するようになった。また、1933年から満州国政府は毎年200名の留学生を日本に派遣することとなった。(73頁～74頁)
- 80 1937年、満州国は日本留学のための予備教育機関として留日学生予備校(1年制)を設立した。この予備校の卒業生は、1936年5月に満州国政府が公布した「留日学生予備校規程」により、日本の高等教育機関に直接進学できる特権が与えられたため、留日学生予備校には数多くの日本留学希望者が集ったという。王嵐 (2004) 77頁
- 81 王嵐 (2004) 76頁～77頁
- 82 JACAR B05015526200
- 83 JACAR B05015526200
- 84 このほかにも日本政府は、満州国留学生を受け入れるために様々な施策を実行に移している。文部省直轄学校約30校に対する「満洲国留学生養成費」の助成もそのひとつである。高等商業教育機関では福島高等商業学校がこの「満洲国留学生養成費」の助成対象校となっている。(JACAR B05015528100)
- 85 JACAR B05016142600
- 86 JACAR B05016143600
- 87 長崎大学三十五年史刊行委員会編 (1984) 19頁
- 88 JACAR B05015529600
- 89 JACAR B05015519400
- 90 JACAR B05015529600
- 91 JACAR B05015529600
- 92 王嵐 (2004) 284頁～290頁を参照。
- 93 読売新聞長崎支局編 (1985) 315頁